

# シップ宣誓制度

東北初、全国の自治体でも67例目の導入となった弘前市の「パートナーシップ宣誓制度」。

令和2年12月4日制定、世界人権デーにあたる同年12月10日から受付をスタートし、これまでに2組が宣誓しています。導入を担当した市企画部企画課ひとづくり推進室の堤緑さんに制度実現までの道のりをお聞きしました。

## 当事者をいらないことにならない

### 男女共同参画プランに対するパブリックコメントから始まった

弘前市では、平成28年に当時の市男女共同参画プランを改訂する際のパブリックコメントで性的マイノリティについての意見をいただいたことを契機に検討が進められました。平成30年に新しいプランを作成した際、「性的マイノリティ」という文言を初めて明記し、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人等あらゆる人に配慮した環境整備を推進することとしました。

### 書類の「性別欄」の見直し

これまでも、小規模なセミナーなどで性的マイノリティや性の多様性を取り上げたことはありましたが、新しいプランを策定後に行った具体的な取組が書類の性別欄の見直しです。

市が定める様々な様式から、法律上必要なものや健康保健分野、統計が必要なもの以外は可能な限り性別欄を削除し、性別が必要な場合も「男・女」の二択ではなく、自由記述とするなど、約200の様式のうちの約半分で削除または見直しを行いました。

### 性的マイノリティに関する職員研修

また、市としては初めて性的マイノリティに関する職員研修をスタートしまし

た。弘前大学の先生に講師をお願いし、基礎知識を学び、グループに分かれての意見交換などを行いました。

また、市民向けのセミナーも初めて開催し、平日の夜にも関わらず高校生から70代の方まで、約50人が参加しました。

「性別欄の見直しや研修を通じて職員に考える機会と問題意識を持ってもらう。市民向けのセミナーで理解を深めてもらう。こうした取組を続けていくことで、性的マイノリティの当事者はいないのでなく、私たちと同じように生活していることを知ってもらいたい」と堤さんは話しています。

## 制度導入に向けた流れ

### 市議会でも質問

性的マイノリティの方に向けた取組を進める中で、市議会議員からもこの課題に対する質問が寄せられました。様式の見直し、研修、セミナーのほか、次の施策として話題になったのが「パートナーシップ宣誓制度」の導入でした。首都圏を中心に導入が進んでいる中、青森県内、東北地方でも制度を導入している自治体はなく、市として制度の導入に対する考え方を問われ、具体的な検討に着手することとなりました。

「他の自治体の事例などを見ると、議会の反対や否定的な意見によって困難な場合も多く、それに対して弘前市は、高い関心を持った議員からも肯定的な意見が多く、検討が進んだと感じています」と堤さん。

他の自治体の事例を参考にしながら、専門家や当事者の方とも意見交換を行い、市としての制度案を作り、パブリックコメントを行ったところ、制度導入を待っている方、制度導入を市民として誇りに思うという切実な思いも寄せられ、こうした方々に寄り添った制度として導入することを決めたといえます。

## 今後の課題

制度について堤さんは「まだまだ十分な内容で申し訳ない気持ちも大きい」とも話します。法的な効果のない制度のため、法令上「家族」や「夫婦」であればできる手続きや得られる権利はパートナーシップ宣誓をしても変わらないためです。

また、市民からの否定的な意見や偏見がないわけではありません。制度導入に際して実施したパブリックコメントでは89件もの意見が寄せられましたが「当事者の方々にお見せするのが正しいような意見もあった」と堤さんが言うように、根拠のない否定的な意見や誤解に基づく偏見も少なくありませんでした。しかし、性的マイノリティについての知識の周知に努め、理解を深めてもらうことを最優先にやっていくと決意を新たにしたいと言います。

今後は、民間事業者向けに制度の趣旨を理解してもらい、宣誓した方が利用できる手続きやサービスが広がるよう、リーフレット等を作成して周知していく予定です。

東北初！

# 弘前市パートナー

## 弘前市パートナーシップ宣誓制度とは

双方又は一方が性的マイノリティのお二人が、お互いをパートナーとして、日常生活において相互に支え合い、協力し合うことを約束して「パートナーシップ宣誓」を行い、その宣誓を市が証明するものです。

宣誓によって何らかの法律上の効果が生じるものではありませんが、悩みや生きづらさを感じている方々の不安な思いを、少しでも軽減・解消できるよう取り組むものです。

### 宣誓の要件

- (1) 双方又はいずれか一方が性的マイノリティの方であること。
- (2) 民法に規定している成年に達していること。
- (3) 弘前市内に住所を有している又は3か月以内に弘前市内への転入を予定していること。
- (4) 配偶者がいないこと及び宣誓をする相手方以外の方とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 民法上婚姻を禁止されている関係にないこと。

### 宣誓することで利用できる市の手続きやサービス等

- ・市県民税の代理申告
- ・所得課税証明書の申請、交付の手続き（同居の場合に限る）
- ・納税証明書の申請、交付の手続き（同居の場合に限る）
- ・避難行動要支援者名簿登録申請手続き

### 手続の流れ

- (1) 宣誓日の事前予約  
概ね1週間前までに弘前市企画課ひとづくり推進室に電話またはメールで予約する。
- (2) 宣誓する  
予約した日時に、指定した場所に二人そろって行き、「弘前市パートナーシップ宣誓書」に署名、必要書類を添えて提出。
- (3) 宣誓書受領証の受領  
「弘前市パートナーシップ宣誓書受領証」に宣誓書の写しを添えて交付される。

### 宣誓に必要な書類

- (1) 住民票の写し又は転出証明書
- (2) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
- (3) 本人確認書類

詳細・問合せ 弘前市企画部企画課ひとづくり推進室 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1  
電話 0172-26-6349 FAX 0172-35-7956 メール kikaku@city.hirosaki.lg.jp

令和2年12月、パートナーシップ宣誓制度導入後、一人の性的マイノリティ当事者が市役所を訪れました。「制度を実現してくれてありがとう、と。わざわざ言いに来てくれて。やってよかったと思えました」と堤さん。「制度があるということは、性的マイノリティの当事者たちの存在を行政が認識しているという証明になる。当事者が『いないこと』にされないことがまず大きな一歩だったと思います」。弘前市では、当事者団体との連携を模索したり、多くの専門家の意見を聞いたり、これからも取組を前に進めていくということです。

（取材…石岡 沙野）

